

## 陳 情 文 書 表

(上下水道局)

受 理 番 号	4 6 0 9	受 理 年 月 日	令 和 8 年 2 月 19 日
件 名	上下水道局の工事に起因する濁り水発生への対応に対する説明		
要 旨	<p>2024年9月26日、伏見区深草直違橋6丁目から深草瓦町の地域において、上下水道局による配水管布設替工事を起因とする濁り水が発生した。ラーメン店を営む私は、そのことを知らないまま水道水をスープに混入してしまっていたため（営業前）、事態判明後、スープを廃棄せざるを得なくなった。</p> <p>その後、スープを作り直すには数日間を要するため、4日間（9月26日から29日）の休業を余儀なくされた。上下水道局もその責任を認めてはいるものの、一連の経過における対応について納得がいかないため、以下のとおり陳情する。</p> <p>これまでの経過を振り返ると、濁り水の発生により、やむなく休業せざるを得なかった当日、上下水道局は補償について、「迷惑を掛けた。上下水道局としても出す。」と発言していた。当方は、それを信頼して休業を受け入れた。9月30日に電話でやり取りした際に当方が、機会損失分も考慮してほしいと求めたのに対して上下水道局は、市としてもできる旨の返答であった。</p> <p>ところが、10月29日に上下水道局が当方に送った文書には、「当日は保険適用可能か判断ができなかったために上下水道局として出すと述べた。」としたうえで、それ以降、「保険適用分しか出せない。当初、上下水道局として出すと言ったのは、保険金が5万円以内なら出すつもりだった。保険金が5万円以上なので出さないということ。その説明をしていなかっただけ。」と当初の説明を覆す態度を取り、「納得できなければ訴訟でもしてください。」との発言もあった。</p> <p>このような発言は、上下水道局の工事に起因する被害を受けた市民に対して極めて高圧的な態度であり、あまりにもひどい対応である。</p> <p>さらに、濁り水が発生した当日、上下水道局担当者から、「スープは捨ててください。」との指示があった。これに従って当方は休業中に来店するお客さんに工事の影響で休業することを知らせる貼り紙を出したいと求め、上下水道局が文書を作成したが、そこには京都市上下水道局の工事に起因して濁り水が生じたことの説明が書かれなかった。</p> <p>については、上下水道局の説明が当初の説明から変わったのはなぜか、工事に起因する被害を受けた市民に対して誠実な対応がなされないのはなぜなのか、その理由について説明することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	産業交通水道委員会		